

## 鳥取県立博物館協議会委員名簿・事務局名簿

任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	団体名及び職名	部会	区分	専門分野	再/新	備考
1	たにぐち ひろしげ 谷口 博繁	元鳥取県立博物館長	運営	社会教育	—	再任	
2	おかもと ちづる 岡本 千鶴	鳥取市立逢坂小学校長	運営	学校教育	—	再任	
3	みやざき ゆり 宮崎 百合	鳥取短期大学幼児教育保育 学科准教授	運営	学校教育	—	再任	
4	やまぐち あさこ 山口 朝子	鳥取県家庭教育アドバイザー	運営	家庭教育	—	再任	
5	つるさき のぶお 鶴崎 展巨	鳥取大学名誉教授	自然	学識経験者	動物	再任	
6	いかり きょうこ 碓 京子	高梁市成羽美術館化石担当 学芸員	自然	学識経験者	地学	再任	
7	やたがい しげあき 矢田貝 繁明	大山自然歴史館館長	自然	学識経験者	植物	再任	
8	きしもと さとる 岸本 覚	鳥取大学地域学部長	人文	学識経験者	近世・近代史	再任	
9	あさぬま まさし 浅沼 政誌	鳥根県教育庁文化財課古代 文化センター主任研究員	人文	学識経験者	民俗	新任	
10	い そよん 李 素妍	鳥取大学地域学部地域学科 国際地域文化コース兼地域 学部地域環境学科准教授	人文	学識経験者	保存科学	再任	(12/9ご欠席)
11	いしたに こうじ 石谷 孝二	鳥取大学名誉教授	美術	学識経験者	彫刻	再任	
12	なかお ひろたろう 中尾 廣太郎	鳥取洋画家協会会長	美術	学識経験者	洋画	再任	
13	やました まゆみ 山下 真由美	大阪市立美術館学芸員	美術	学識経験者	近世絵画	再任	

### <事務局>

所属	役職等	氏名
博物館	博物館長	漆原 芳彦
	副館長兼総務課長	藤原 浩
	学芸課長	川上 靖
	美術振興課長	三浦 努(美術館整備課参事を兼務)
	総務課課長補佐	森田 佳代(美術館整備課課長補佐を兼務)、岩成 安雄
	学芸課主幹学芸員	一澤 圭、福代 宏
	学芸課専門員兼主任学芸員	茶谷 満

所属	役職等	氏名
美術館整備局	美術館整備局長	梅田 雅彦
	美術館整備局美術振興監	尾崎 信一郎(博物館副館長を兼務)

## 博物館協議会に係る関係法令等

令和4年6月  
博 物 館

### ■博物館法（抜粋）

（昭和26年法律第285号）

（博物館協議会）

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### ■博物館法施行規則（抜粋）

（昭和30年文部省令第24号）

第18条 法第22条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

### ■鳥取県立博物館協議会に関する条例

（昭和33年鳥取県条例第16号）

（設置）

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第22条の規定に基き、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（定数）

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

（任命の基準）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

### ■鳥取県立博物館協議会規程

（目的）

第1条 この規程は、鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会に議長を置く。

2 議長は、協議会委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は委員の任期とする。

3 議長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

(会議)

第3条 会議は、鳥取県立博物館長（以下「館長」という。）が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

第4条 協議会に、館長の諮問事項等について調査研究するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は議長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の調査、研究の経過及び結果を会議に報告する。

(部会長会議)

第5条 協議会の運営を円滑にするため、必要に応じ部会長会議を開くことができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が会議にはかって定める。

## ■鳥取県附属機関条例（抜粋）

（平成25年鳥取県条例第53号）

(設置)

第2条 略

- 2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

(会議)

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
(略)	
鳥取県立博物館協議会	博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第2項に規定する事項
(略)	